緊急住宅会議 第5回会議 議事録

日 時:2014年4月18日 19:00~23:00 場 所:内野設計万代町事務所

●情報交換前回の議事録確認

●三つのワーキング

① 地籍事前整理

- ・『地籍』の事前整理と、「建物の使用者・所有者・地主などの把握」は異なる。
- 「森林法」によると相続、売買の際には境界、所有者を明らかにとあるが。
- ・立木には税金かからないが、相続の際にはかかる。
- ・相続の際には権利者全員の押印が必要で、実際には不可能。
- ・隣地との境界上にある立木を伐ってしまった場合、「その時点での評価」か、「100年後に

伐ったとしての見込みの評価」などでもめることも。

- ・町村は課税のため所有者等把握している。
- 「山の立木のドナー登録」必要な時に有効に使って下さい。
- ・いつの時点で評価して対価を払うのか、やはり難しい。
- ・ かつて木が必要とされて、焚き木に至るまで価値があって、下草刈り、枝打ちなどの作業を含め林を共有する仕組みがあった。が、山の価値が下がり、切り分けて個人の所有になり、放置林が増えた。
- ・ 登記の費用の方が山よりも高い?ありさま。

② すまいの相談窓口準備

③ 徳島型仮設住宅整備

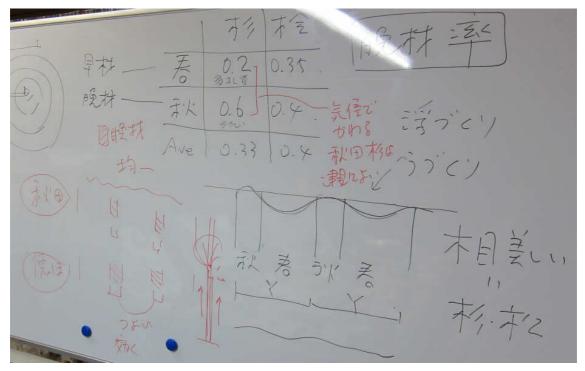
- ・プレ協は協会から県外から部材が供給され、地元に還元されない。 (労働力は地元からも)
- ・全木協は「地場産材を使う」のが基本。すると、徳島型が使う材料はどう確保する?
- ・地場産材を使う→津波等で海際のプレカット工場が機能しない→一度県外のプレカット 工場に運んで加工後再度供給する?道路事情がどうか。難しい。
- ・全木協は他県で加工された部材が供給されることになるだろう。大工道具も全国から集め、提供されることとなっている。
- ・徳島型は、独自に自前で材を確保しておく→備蓄が不可欠。
- 「こうのすまい」は横架材もすべて三寸五分で統一。柱材さえ備蓄できれば。
- ・もともと、柱材は四寸角が基本だった。それより小さいと仕口加工が難しい。
- 40坪の住宅の柱材は3mもので80本、四畳半もあればたてかけて保管乾燥できた。
- ・かつては大工さんが自分で何軒分か持っていた。
- ・四寸柱を乾かしておいて、横架材は生木で、が、普通の構法だった。建てながら乾かす。 壁の下地から下塗り中塗りと、仕上げていく内に乾く。横架材が乾燥収縮してもそれを

吸収できる組み方で施工されていた。

- ・仮設住宅建設をうけもつ「プレ協」「全木連」「徳島型(材料供給、加工、施工、設計と地元の川上から川下までの関係者で構成される。独自に県と協定を)」は、お互いの守備範囲や材料、労働力の守備範囲について話し合い、全体としてうまく機能するように事前に体制をととのえておきたい。
- ・まずは建設用地の選択、大きな配置計画をすすめて、三者の分担をとりきめておきたい。
- ・用地選択、配置計画の段階に建築士の役割あり。その上で三者の協議を。
- ・小規模な災害における仮設住宅の供給のケースも、想定して欲しい。

●その他

• 晚材率



早材(春材)と晩材(秋材)の構成比率は地域、気候で変わる。(ex 徳島杉は構造材に向き、秋田杉は建具によい)

次回、6月13日(金) 19:00~ 場所未定